

## 「子ども会設立助成事業」(令和4年度)

子ども会の設立を検討・計画している個人または団体に助成します。

### ＜助成要件＞

- ◇ 子ども会設立を検討・計画している個人・団体
- ◇ 10名以上で組織されていること(概ね、子どもが1/3を超えること)
- ◇ 札子連団体会費 3000円を納めること
- ◇ 子ども会安全共済会に加入し、個人会費 120円を納めること
- ◇ 全国子ども会安全共済会に届け出した行事を年間1回以上行うこと(保険適用事業)

### ＜対象となる活動＞ (飲食や遊園地・レジャー施設等を利用する娯楽のための計画は助成対象外)

① 自然体験	釣り、カヌー・イカダ体験、押し花等
② 遊び体験	バルーンアート、アスレチック、手品、紙芝居等
③ スポーツ体験	ドッジボール、ボウリング、サイクリング、スキー、スケート、カーリング等
④ モノづくり体験	工芸、陶芸、おもちゃ作り、アクセサリー作り等
⑤ 食育体験	農業体験、餅つき、クッキング等
⑥ 季節行事	七夕、クリスマス会、ハロウィン、ひな祭り等
⑦ 国際交流	遊び、料理、文化、言語等
⑧ 地域再発見	公園等探索、街マップ作り、記念碑で歴史めぐり等
⑨ キャンプ体験	まき割り体験、野外炊事、テントやコテージ宿泊
⑩ 防災・防犯活動	地域の安全マップづくり、防災ゲーム体験、危険予知トレーニング(KYT)等
⑪ 昔遊び体験	お手玉、竹馬、あやとり、こま、けん玉等
⑫ 伝承文化	百人一首、書初め、太鼓、染物、パッチワーク等
⑬ 施設利用	歴史・文化・スポーツ・科学等の体験学習施設の利用
⑭ 設立に関わる活動	設立総会、募集チラシ作成等 ※設立初年度に限る

### ＜対象となる活動開催期間＞ ～令和5年2月28日(火)

### ＜助成金額＞ 設立後、最長3年間まで助成を受けられます(2年目以降は審査があります)

1団体の基本額は10,000円とし、安全共済会登録人数に応じて加算します

内訳 (※1団体の上限:50,000円) 基本額: 10,000円

加算額: 安全共済会登録人数 10～19名の場合・・・20,000円

安全共済会登録人数 20～29名の場合・・・30,000円

安全共済会登録人数 30名以上の場合・・・40,000円

### ＜対象経費＞

- ◇ 子どもが体験するための費用【入場料、用具レンタル料、消耗品類、食材代など】
- ◇ 施設等へ移動するための費用【貸切バス代、公共交通機関代など】
- ◇ 施設の下見等にかかる費用【施設使用料や公共交通機関、ガソリン代など】
- ◇ 事業を行う準備、後処理等で必要な費用  
【チラシ印刷代、会議資料の用紙代、印刷用インク代、貸室代、案内郵送代など】
- ◇ 健康管理に必要な費用【熱中症対策の水分補給用飲み物など、お酒は対象外】
- ◇ 衛生管理に必要な費用【救急用の消毒液、ペーパータオルなど】
- ◇ 景品代【レクゲーム大会やクリスマス会での参加賞代など(事業に伴う少額の景品)】
- ◇ (※1年目のみ)子ども会設立準備費用【設立総会の貸室代、募集チラシ代など】

## 手続きの流れ 「子ども会設立助成事業」(令和4年度)

### ① 「申込書類一式」を提出する (各区支部事務局へ)

1. 申込書
2. 振込依頼書
3. 年間行事計画書

#### 【申込期間】

第1期 : 4月25日(月)～6月24日(金)

※残余があれば、随時募集します。

- \* 申込期間内に、申込書類を提出してください。  
※申請書類は各区支部事務局で受け取ることができます。  
(提出は、持参・郵送・FAX・電子メール、いずれも可)
- \* 申込書の事業内容等を確認し、助成を決定します。

### ② 助成の決定、助成金の受取り

- \* 助成が決定しましたら、支部事務局からご連絡します。
- \* 子ども会の口座がない場合は、各区支部事務局にて現金で受取りできます。

### ③ 事業の準備 → 開催

- \* **経費は現金で支払い、全支出に対応する領収書を受け取ってください。**  
※領収書の宛名は子ども会名とし、購入品の明細を記載してください。  
(町内会等で助成してもらう場合は、町内会名の下に子ども会名を記載してください)  
※領収書がないもの、クレジットカード、電子マネーでの支払いは助成対象になりません。
- \* 報告時にご提出いただく写真は、子ども会の Web サイトや広報誌で使用する場合があります。参加者にあらかじめ承諾を得てください。

### ④ 「報告書一式」を提出する (各区支部事務局へ)

1. 報告書 : 領収書(コピー可)を添付してください。
  2. 活動写真 : 3枚程度。可能であれば、データでの提出にご協力ください。
  3. アンケート : 子ども会代表の方や、育成者さんが記入してください。
- \* 事業終了後1か月以内に、上記3点を提出してください。  
(提出は、持参・郵送・FAX・電子メール、いずれも可)
  - \* 助成金に残金があれば、返金となります。支部事務局へご持参いただくか、振込みしてください。(振込手数料はご負担ください)

<問合せ先>

(公社)札幌市子ども会育成連合会 各区支部事務局